

議案第 22 号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理等に関する条例の制定について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例
の整理等に関する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係
条例の整理等に関する条例

(大田原市表彰条例の一部改正)

第1条 大田原市表彰条例(昭和35年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「又は副市長」を「、副市長又は教育長」に改める。

(大田原市議会委員会条例の一部改正)

第2条 大田原市議会委員会条例(昭和42年条例第23号)の一部を次のように改める。

第2条第2項第1号ア中「及び監査委員」を「、監査委員及び固定資産評価審査委員
会」に改める。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育長」に改める。

(大田原市特別職報酬等審議会条例の一部改正)

第3条 大田原市特別職報酬等審議会条例(昭和39年条例第30号)の一部を次のよう
に改正する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

(市長等の給与に関する条例の一部改正)

第4条 市長等の給与に関する条例(昭和31年条例第18号)の一部を次のように改正
する。

第1条中「及び副市長」を「、副市長及び教育長」に改める。

第2条を次のように改める。

(給料)

第2条 市長等の給料は、次のとおりとする。

- (1) 市長 月額 970,000円
- (2) 副市長 月額 760,000円
- (3) 教育長 月額 685,000円

(大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第5条 大田原市教育委員会教育長の給与等に関する条例(昭和31年条例第16号)の
一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大田原市教育長の勤務時間等に関する条例

第1条を次のように改める。

教育長の勤務時間その他の勤務条件等については、一般職の職員について定める条
例の規定を準用する。

第2条から第6条までを削る。

(大田原市教育委員会委員定数条例の一部改正)

第6条 大田原市教育委員会委員定数条例(平成20年条例第26号)の一部を次のよう
に改正する。

本則中「6人」を「5人」に改める。

(大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 大田原市立図書館の設置及び管理に関する条例（平成21年条例第30号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第23条第1号」を「第21条第1号」に改める。

附 則

この条例は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号。以下「改正法」という。）の施行の日又は改正法の施行の際現に在職する改正法による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第1項の教育委員会の教育長（以下「旧大田原市教育長」という。）の教育委員会の委員としての任期が満了する日（当該満了する日前に旧大田原市教育長が欠けた場合にあつては、当該欠けた日）の翌日のいずれか遅い日から施行する。ただし、第2条の改正規定（「及び監査委員」を「、監査委員及び固定資産評価審査委員会」に改める部分に限る。）及び第7条の改正規定については、平成27年4月1日から施行する。